

## ■公の施設の指定管理者を募集します

総務課 ☎65・1212 港務局港湾課 ☎65・1350

指定管理者制度は、市民文化センターや市総合福祉センターなど公の施設（※）の管理について、民間事業者の活力や能力を生かし、住民サービスの向上などを図ることを目的としています。

市では、現在44施設で指定管理者制度を導入していますが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了する26施設および新たに同制度を導入する1施設について、令和6年4月1日からの指定管理者を募集します。また新居浜港務局では、令和6年3月31日をもって1施設の指定期間が満了するため、令和6年4月1日からの指定管理者を募集します。

※地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設置する施設です。

●対象となる施設はHPに掲載しています。

### ▼募集要項の配布時期

8月1日(火)～31日(木)

8時30分～17時15分（土日祝除く）

### ▼募集要項の配布場所

【市の施設】市役所（各施設担当課）  
および各支所

【新居浜港務局の施設】 港務局

### ▼応募書類の提出期間

8月21日(月)～31日(木)

8時30分～17時15分（土日除く）

### ▼応募書類の提出先

各施設担当課

### ▼その他

・施設によって指定管理者に必要な資格や要件などがあります。詳細は各施設担当課にお問い合わせください。

### 【市の施設】

・指定管理者の指定は、選定委員会による審査を経て、応募団体から候補者1団体を決定し、市議会の議決を経て行います。

・管理期間（指定期間）は市議会の議決により確定します。

### 【新居浜港務局の施設】

・指定管理者の指定は、新居浜港務局委員会の議決を経て行います。詳細は港湾課HPまで。



総務課 HP



港湾課 HP

## ■世界恒久平和を目指して

地域コミュニケーション課 ☎65・1218

市では、昭和32年に「平和都市宣言」を、昭和59年に「核兵器廃絶都市宣言」を行い、平和行政の推進を図っており、原爆パネル展などを通じて、市民の皆さんとともに、世界の恒久平和を目指しています。

### ▼原爆パネル展

広島・長崎に原爆が投下された当時の写真や惨状を描いた絵画などのパネル展を行います。原爆の犠牲になった人たちのご冥福をお祈りするとともに、戦争や原爆の悲惨さ、平和の尊さを見つめ直す機会として、お近くの会場にお越しください。

### 【開催日】

◎7月31日(月)～8月4日(金)

高津公民館

◎8月7日(月)～10日(木)

角野公民館

◎8月14日(月)～18日(金)

市役所1階ロビー

◎8月21日(月)～25日(金)

地域交流センター

### ▼原爆死没者の慰霊および平和祈念の黙とうをささげましょう

◎広島に原爆が投下された日時

8月6日(日) 8時15分

◎長崎に原爆が投下された日時

8月9日(水) 11時2分

### ◎終戦記念日

8月15日(火) 正午



令和4年度市役所ロビー展の様子

市の土地を売ります！

市有地を一般競争入札により売却します。

▼入札参加申込方法

入札参加希望者は、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて管財課へ提出してください。申込書など必要書類は、管財課にあります（管財課のHPからのダウンロードもできます）。

▼受付期間

7月31日(月)～8月18日(金)  
8時30分～17時15分（土日祝除く）

▼入札日時

9月13日(水) 午前9時30分～

▼入札場所

市役所 21会議室

▼その他

※売却物件は現状有姿での引き渡しです。事前に現地の状況や都市計画法、建築基準法その他の関連法令による規制などを確認してください。

※申込資格、売却物件の地図・写真・公図などは、管財課HPで確認してください。

管財課 ☎ 65・1222



管財課 HP

	所在地	地目	面積	最低売却価格
1	平形町甲 815 番 149	宅地	78.11㎡	154 万円
2	篠場町 533 番 9	宅地	166.21㎡	202 万円
3	東雲町一丁目乙 292 番 12	宅地	633.41㎡	1,150 万円
4	岸の上町一丁目甲 2806 番 32	宅地	88.00㎡	147 万円
5	垣生六丁目甲 1399 番 8	宅地	557.46㎡	506 万円
6	垣生六丁目甲 1430 番 2	雑種地	923㎡	419 万円
7	阿島二丁目甲 1015 番 75	雑種地	369㎡	614 万円
8	西連寺町二丁目 1244 番 1 外 2 筆	宅地	1,623.60㎡	1,474 万円
9	坂井町一丁目 1138 番	宅地	243.41㎡	1,400 万円

「大切」なものを守ろう！上半期火災概況

予防課 ☎ 65・1342

令和5年上半期（1月～6月）の火災概況がまとまりました。出火件数は13件で前年比7件減となっています。

▼令和5年度上半期の出火原因

火災は、私たちの生活の中で使う身近なものが原因で発生します。令和5年上半期の主な出火原因は「たばこ」「配線器具」「電気装置」「火入れ」などです。火の取り扱いには細心の注意を払い「その場を離れない」、離れる時は「必ず火を消す」ようにしましょう。ちょっとした油断が大きな災いとなります。

▼住宅用火災警報器の設置

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。火災の早期発見が皆さんの大切な「命」や「財産」を守るための力ギとなります。まだ設置していない家庭は早急に設置してください。既に設置している家庭は半年に1回を目安に点検をお願いします。

火災概況（過去5年間の比較）（各上半期）

	出火件数	死者（人）	負傷者（人）
元年	17	3	2
2年	17	0	2
3年	21	1	4
4年	20	1	0
5年	13	0	1

住宅用火災警報器を  
設置しましょう



予防課 木村 鷹也

令和5年度全国統一防火標語

「火を消して

不安を消して

つなぐ未来」

## ■公衆浴場における入浴着を着用した入浴にご理解・ご配慮をお願いします

保健センター ☎ 35・1070

乳がんや皮膚移植の手術などによるあとが目立たないように、専用の入浴着を着用した入浴を希望する人がいます。入浴着を着用した人も気兼ねなく入浴できるよう、ご理解とご配慮をお願いします。

### ▼入浴着とは

乳がんや皮膚移植の手術などのあとを、周囲に対して気にすることなく入浴を楽しめるように開発された「入浴用肌着」のことです。

### ▼衛生面について

入浴着は浴槽に入る前に、付着した石けん成分や汚れをよく洗い流すなど、清潔な状態で使用する場合は、衛生管理上の問題はありません。

## 皆さまが気兼ねなく施設を利用できるよう 入浴着を着用した入浴にご理解・ご配慮をお願いします

乳がん等の手術などによるあとが目立たないように、専用の入浴着を着用した入浴を希望される方がいらっしゃいます。入浴着を着用される方も気兼ねなく入浴できるよう、入浴施設等の事業者、従業員や入浴施設を利用される皆さまのご理解とご配慮をお願いします。

### 入浴着とは

乳がん等の手術などのあとを、周囲に対して気にすることなく入浴を楽しめるように開発された「入浴用肌着」のことです。

### 衛生面について

脱衣所などで着用し、浴槽に入る前には付着した石けん成分をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用される場合は、衛生管理上の問題はありません。

入浴着を着用される方へ  
衛生面に気をつけて清潔な状態で使用しましょう。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

医薬・生活衛生局 生活衛生課

## ■あなたの創業・起業を応援します

産業振興課 ☎ 65・1260

本市は、民間企業と連携しながら創業支援を行っています。創業に興味がある人、創業したばかりの人を対象とした支援メニューを準備しています。ぜひご活用ください。

### ■いよぎん新居浜・西条みらい起業塾

全4回、グループ演習を取り入れた実践的な講座です。申込フォームよりお申し込みください。



申込フォーム

### ▼日時

- ① 8月30日(水) ② 9月6日(水)
  - ③ 9月13日(水) ④ 9月20日(水)
- 各回19時～21時

### ▼場所

- ①②・・・新居浜商工会議所
- ③④・・・SAIJOBASE

### ▼講師

飯尾 渉 (ワクタール デザイン & イノベーション代表)

### ▼問い合わせ先

伊予銀行地域創生部  
☎ 089・907・1074



### ■新居浜市創業促進補助金

初めての開業後180日以内の中小企業者は、補助金を受け取れる場合があります。詳細については、産業振興課までお問い合わせください。

### ■創業相談窓口

次の窓口で随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

- ・新居浜商工会議所 ☎ 33・5581
- ・日本政策金融公庫 ☎ 33・9101
- ・えひめ東予産業創造センター ☎ 66・1111
- ・市産業振興課 ☎ 65・1260
- ・伊予銀行 各支店
- ・東予信用金庫 各支店
- ・愛媛県信用保証協会 新居浜支所